

## 平成19年度第1回学校施設等専門部会会議録

- 1 開 会 平成19年7月26日(木) 午後1時30分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎3階大会議室
- 3 出席者 三条市教育制度等検討委員会学校施設等専門部会委員：雲尾 周、小林斉子、宮原洋一、土田 豊、諸橋 保、岡田竜一、内藤弘一、金子周一、樋浦貞吉、森 一夫、藤田信雄
- 4 説明のための出席者 松永教育長、阿部教育次長、池浦教育総務課長、駒澤学校教育課長、須佐社会体育課長、坂井学校教育課主幹、長谷川教育総務課長補佐、白井教育総務課長補佐、山川学校教育課長補佐兼統括指導主事、星野教育総務課副参事兼施設管理係長、本多教育総務課総務係長、志田教育総務課主任

### 5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 開会のあいさつ
- (3) 協議
  - ・ 学校適正規模及び通学区の検討
- (4) その他
- (5) 閉会

### 6 協議の結果及び経過

- (1) 開会  
(司会)

ただ今から、第1回学校施設等専門部会を開催する。それでは、松永教育長から開会のごあいさつを申し上げます。

- (2) 開会のあいさつ

(松永教育長)

教育制度等検討委員会の中で、専門部会として教育制度等専門部会と学校施設等専門部会の2つに分けて進めてきたわけであるが、教育制度等専門部会は既に2回開催させていただいた。その中で、児童・生徒の学力の向上、あるいは生徒指導、さらには教職員の資質向上、等々含めた中で、三条市のこれからの教育の枠組みはどのようにすればよいのかといったことについて、小・中学校の連携、あるいは小・中学校の一貫教育の推進といったことについて、ご審議いただき、おおかたの協議を経たところである。また、9年間を見通した教育活動のあり方、あるいは授業時数の確保等々についての審議も委員会で行って、ある程度、三条市のこれからの方向付けは「こんな形でこういう方向を目指すべき」ではないかといった意見もいただいた。これらを踏まえ、これらを達成するために、施設設備等も含めてどのような形で考えていかな

ければならないかという、例えばソフトからハードの面にも関わってくる。教育制度等のほうを先行させていただいた。今日はこれらを踏まえながら、ご意見を賜りたい。

教育のあり方等については、真剣に具体的に考えていかなければならない。よろしく願います。

### (3) 協議

(雲尾委員長)

小中一貫先進地視察の報告がまとまっているので概要について報告願いたい。

(阿部教育次長)

5月に実施をした先進地視察の報告書については事前に送付させていただいたが、概要について説明させていただく。

5月17～18日、一泊二日で東京都品川区日野学園、広島県呉市呉中央学園の2か所を視察した。

両施設を視察させていただき、各教育委員会・学校関係者の説明を受けた。

品川区は平成12年度から学校教育の方向を示す「プラン21」を作成し、教育改革をスタートした。その柱は学校選択制、外部評価者制度、学力定着度調査、そして小中一貫教育については平成18年度に教育特区の認定を受け、現在実施している。

品川区の小中一貫教育は4・3・2制を導入し、9年間をとらえた中で3つのステージで一貫した教育を行っている。

品川区の小中一貫教育のカリキュラムの特色は、小学校1年生からの「英語科」、「市民科」の新設が特色である。

「市民科」については、道徳、特別活動、総合的な学習の時間を併せ持つような教科である。

教育特区の認定を受けて、学習指導要領に基づかない特別な教育カリキュラムで実施している。

品川区の全体の学校数は、小学校40校、中学校18校で6平方キロメートルの中に存在している。隣接する学校の距離が非常に近いという状況にある。

そんななか、小中一貫教育のやり方として、視察を行った日野学園のように、ひとつの学校で9年間を教育するもの、別の学校では施設分離型としてそれぞれ独立した小・中学校の中で連携してカリキュラムを実施するもの、ふたつの方法で行っている。

つぎに、広島県呉市については小学校56校、中学校28校という小・中学校数である。人口規模は25万人である。呉市は小中一貫教育を全国に先駆けて平成12年度から文部科学省の研究開発指定校の指定を受けスタートした。

背景として、子どもたちの生活習慣の未確立、問題行動、規範意識や体力の低下など義務教育をめぐるいろんな問題点について、呉市も同様の状態であったことからスタートしたものである。

呉市の小中一貫教育の特色は、品川区と同じように9年間で4・3・2に区分して「反復期」、「活用期」、「発展期」と位置づけ、継続して教育を実施するもの。

呉市の全中学校区で本年度から実施するものである。

既存校舎を最大限利用し小中一貫教育を実施して行くものとし、財政上の許す範囲で施設一体型を設けるというスタンスである。

視察を行った学校については、まだいろんな問題点はあるが、中学校1校、小学校2校が近接していることから計画的にひとつの学校として進行中である。

呉市については、平成12年度から7年間、研究指定校として試行錯誤を繰り返してきたところであり、小中一貫教育については非常に熱意を持って実施をされていたとの印象を受けたところである。

効果については、いじめ、不登校などの問題行動が減ってきたという成果も見られる。成績についても他の学校に比べ、いわゆる全国学力テストあるいは県の学習定着度テストについて平均を上回る高い数値を得るよい結果となった。なお、先生方について、95%以上の先生方が小中一貫教育の実施を受け、工夫・改善をしているという回答も得ている。

以上、概要であるが報告する。

(雲尾委員長)

質問等はないでしょうか。それでは、協議題について学校適正規模及び通学区の検討について説明願います。

(池浦教育総務課長)

平成19年度学校施設等専門部会、検討項目1：学校適正規模及び通学区の検討、(1)子どもの集団活動からの視点 (2)教育活動からの視点 (3)学校運営と教員配置からの視点 (4)通学区域を適正規模や適正配置からとらえる視点 説明 (配布資料 参照)

(雲尾委員長)

説明していただいたが、質問はないか。

(宮原委員)

通学距離と補助金のことがあったが、遠距離の方が補助金の対象となっていると考えて良いのか。

(坂井主幹)

そのとおりである。

(宮原委員)

補助金の基準は、旧栄・下田の方針をそのまま継承しているのか。

(坂井主幹)

そのとおりである。

(雲尾委員長)

補助金の額は2分の1以内となっているが、実際の割合はどのくらいであるか。2分の1となっているのか。

(坂井主幹)

実際には定期券を購入するのであるが、その金額の2分の1である。

(小林委員)

遠距離通学の補助金の現状で、栄地域の備考欄に福島新田丙、猪子場新田、吉野屋とあるが、大面小学校に通学している子どもたちで、矢田から通学している子どもたちがバス通学をしている現状がある。これは補助金の対象とならないのか。

(阿部次長)

距離的に補助金の対象に該当しない。ただし、冬場に関して、保護者の方が子どものことを心配して、補助金対象ではないがバスを利用したいとのことで、学校側と話をして実施しているものである。

(小林委員)

対象にならないが、保護者の方々が自主的に行っていて、ここに記載されていない他の地区はまだあるのか。

(阿部次長)

この案件だけだと思う。

(諸橋委員)

栄中学校の冬季間の141人のところで、川通地区、鬼木新田ほか11集落というのは、スクールバスではなく路線バスを利用しているのか。

(阿部次長)

通学バス運行補助金の件であるが、栄中学校の冬季だけであり、保護者の方々が距離は満たさないが、冬場の通学時の危険回避のため自主的にPTAの方々が組織をつくり、通学バスを運行している。旧栄町のときからであるが、それについて市のほうで補助金としてその一部を負担している。

(小林委員)

補助金の現状であるが、保護者の方は、冬季間を含め安全確保のため、距離的には短い負担をしている現状があるということ把握しているのか。また、通学路の部分とリンクしていると思うがこのことについては、全体的に把握しているのか。

(阿部次長)

公共交通機関を利用する場合には、自由に保護者の方がという訳ではなく、学校と協議する中で実施している。先ほどの質問の中にもあった矢田地区であるとか、あるいは白山新田とかの第四中学区で市の循環バスを一部利用して通学をしている。距離的には基準を満たさないが保護者の負担で実施している内容である。

(諸橋委員)

栄中央小学校のすぐそばに、大面小学校へ通学する栄荻島集落がある。すぐそばに

学校があるので大面小学校から栄中央小学校へ編入は簡単にいかないのか。

(駒澤学校教育課長)

先ほどの説明にもあったが、学区外就学の規定もある。昨年度、学区外就学承認基準の見直しを行ったところである。学区外就学の規定で、例えば保護者の就労等により下校後家庭において見る者がいないとか規程に盛り込まれている。そういったなかで学区外就学をするということが予想される。

(諸橋委員)

たとえば、栄荻島の自治会あるいはPTAで中央小学校へ行けるように運動を起せば可能なのか。

(駒澤学校教育課長)

近いからということで可能なのかという質問に関しては、規定に該当するかしないかは教育委員会で判断させていただかなければならない。近いからという理由だけでは当てはまらない。

(宮原委員)

最初に遠距離と補助金をからめて質問した結果、補助金と通学路の話になってしまった。質問の意図は、生徒の数はある程度いたほうが教育に効果があると思っているし、私自身もそうであった。ある程度人数がいたほうが学校は楽し、そのように望んでいる。残念ながら通学距離が遠いところも見受けられる。そうすると困難なこともあるのかと思い質問した。学区については今一度、白紙に戻して見直したほうが一番いいと思う。私の母校である三条小学校が老朽化しているので、建て替えとともに、一貫教育にあった学校にするのかということを含めて、検討すべきではないかと思う。

(雲尾委員長)

補助金が総額で表示されているが、1人当たりの負担はどれくらいなのか実際の金額が判れば、もう少しイメージがつかめると思う。そういった資料もできたらお願いしたい。

(金子副委員長)

教育活動がスクールバスの時刻に限定されてしまう。安心・安全ということが非常に重要視されている時代だから、そういった意味でのスクールバスや路線バスの利用があると思う。学校教育をある時間帯で設定して教育活動を進めていこうとすると、内容を豊かにしていこうと考えたときには、プラスだけではなくマイナスの部分もある。どちらもバランス感覚だと思うので、こっちが良い・こちらは悪い、というように一概には言えない部分だと思うが、距離的な設定において、どれだけ通学に時間がかかるかも問題と思う。

(雲尾委員長)

朝は、皆が同じ時間帯に登校するので比較的良いが、帰りは、部活動をしている子と、していない子というところで時間の制約ができてきたりすることから問題である。

(藤田委員)

小中一貫校、それから適正規模の統合ということを基準にして考えていくべきだと思う。「教育的にこういう問題が出る」というのであれば、そこを何とか改善していこうとする考えで行っていただきたいと思う。基本的にはできる限り適正規模の統合を目指していくことが適当であると思う。

(森委員)

今ほどのように、学校を適正規模にしていくと言うことは、学校をまとめたりすることになると思うが、その場合に通学距離が伸びるということも当然、起こってくるわけだが、その場合に今現在、このような通学に係る補助金を払っているものが距離が伸びることによる見直しはどうか。

(池浦教育総務課長)

資料の13ページにあるとおり、基準を示したもので、2回目以降の会議の中で方向性を出させていきたいと思っている。

例えば、検討委員会で承認をいただいて、適正規模を確保していこうとなった場合、そのときに、通学区のあるべき姿として示したものが資料13ページの中段以降にある「三条市通学区のあるべき姿」ということである。

仮にA小学校とB小学校が近距離にある場合、それを統合していくことによって適正規模が確保できるような場合に、そこにおける通学区はどうであるかをここに示した基準に照らし合わせてどうかということを検討するもので、例えば井栗小学校区であれば、スクールバスの運行を視野に入れていくというものである。

基本的に現在、実施している基準を下回らないようにしていこうとするものである。

(雲尾委員長)

森委員の質問は、スクールバス等が増えたときに、補助金がちゃんと確保されるのかということでもありますね。

(森委員)

それは今の話で、今後検討を進めていった中でのことなので、特に今は結構です。

(雲尾委員長)

ひとつずつ確認していきたいが、(資料)3ページ、子どもの集団活動からの視点で、課題からこれらの結果等々が見うけられるということである。これについては小規模校なりの良さというものもあるが、このような課題が出てきているということではいかがか。

(金子副委員長)

1学級でクラス替え等ができないとあるが、実際に今の現状を私が把握している範囲で見ると、クラス替えをするのが問題。どうクラス替えをしていくかが問題となっていて、それについてのクレームがついたりしている。クラス替え自体が問題になってきている部分があるということを念頭に置く必要がある。クラス替えができた

いのがデメリットなのかどうかと言うのをもう少し考えないといけないと思う。これは身につける社会性がつきにくいという訳だが、学校で身につける社会性をすべてつけなければいけないという問題でもない。この点も学校にかかわる問題かどうかを考えていかなければならないと思う。こういったことが抜けた形で誤解が生じてしまうことが気になった。

(小林委員)

なぜ、今までクラス替えが行われてきたのか。クレームが子どもの視点なのか、親の視点なのかどちらか。今まで当たり前のようにクラス替えが行われてきたが、学校の決まりで行われてきたものか。クラス替えそのものを考えることがなかった。今このような問題が出てきたクラス替えの意味は何なのか。

(金子副委員長)

クラス替えをしなければならないという規則はない。例えば中学校において、3年生になる時にする、あるいは2年生になる時にする場合もあるし、しないところもある。ある程度、学校の実情に応じて行われてきたものである。次に、クレームについては、親の視点で言われる方が多いと思う。クラス替えを行う時は、学校内部で協議を行っている。

(雲尾委員長)

1年生から3年生まで同じクラスで、同じ担任の先生でという特色のある教育を行っている所もある。2クラスになったからといって、替えたとしても平均すると半数しか入れ替わらない。クラス替えをしなくても少人数授業と言うことで30人以下になるようなコース編成をして授業を行うこともある。こういった授業が増えていくとクラス替えをしなくても同じような意味を持つということはある。しかし、1学年1学級のもとと少人数の所では替えようがない。

(藤田委員)

ただ単に2クラスというのではなく。規模が小人数であれば当然、付き合う範囲も狭まるし、個性の違った人達と出会う機会もないわけであるが、人数を考えれば2クラスでもクラス替えは行わないとする学校の方針を含めて、それはそれで私は良いと思う。小人数でやる良い面もある。例えば一人ひとりをしっかり見てもらえるという面もある。しかし、子どもたちが社会的に成長しなければならないから、いろんな子どもたちと議論するあるいは話し合うといったことは必要なことで、そういったことを重視すると「1クラスではちょっと…」という気がしている。

(樋浦委員)

社会に出て力強く生きていくには、ある程度、集団の中でもまれた方が良いのではないかと感じている。適正な学校規模等は事務局が示したもので良いと思うが、ちょっと気になるのは、地域の子は地域で育てるというのは大事なことから、地域の学校がなくなるというのは地域にとっては大きな問題ではないか。例えば下田地区の小

学校は人数が少ないからその対象となる可能性があるため、気になるところではある。それから、具体的なことで恐縮だが、スクールバスを利用した場合に無料となるのか。

(坂井主幹)

スクールバスの場合は無料である。

(樋浦委員)

例えば、すべてスクールバスにすれば問題は無いが、ある地区はスクールバス、またある地区は路線バスとなると、保護者に負担の不公平感が出てくるのではないか。私は湯沢にいたことがあるが、スクールバスと路線バスの両方を使っていた。部活動のない子はスクールバスで帰る、部活動があつて遅くなる子は路線バスがあるところはバス会社と契約して、整理券とかを配布していた。スクールバス、路線バス利用の保護者の負担が同じになるようにできないものか。

(雲尾委員長)

適正規模としてだされるもの、12学級以上、あるいは9学級以上というものをどの程度、原則とするかという話になると思う。保護者の負担感・平等感という点から言えば、統廃合をした結果遠くなってさらに負担が生じてくるということになることについて、既存のスクールバスエリアはそのままスクールバスで、新しいエリアはスクールバスを廻さないでという話もでてくる。そのあたりのバランスをどう考えるかということになる。

括弧1「のクラス替え等ができないというところ」で、「等」の中にいろんな意味があるということで、いろんな活動を子どもたちができなくなるという点。

括弧2について、教育活動からの視点についてはいかがか。

(宮原委員)

先ほど藤田委員も言われたように、私自身も小学校・中学校とわりと大規模校で過ごしてきた。多くの友達を得、また、いろんな人達の中で教えをいただいた。小学校のときはたまたまであるが、隣のクラスと合同で授業を受けたりとか、特定の科目であるが担任の先生ではなく、隣のクラスの担任の先生が教えるとかいわゆる中学校でやるようなことを経験させていただいた。

小規模校だといろいろなことができない、先生の数も限られてくるし、そういう意味でやはりある程度の規模というのは必要でないかと思う。スポーツ競技を行うときでも人数が足りなくてできないこともある。いろんな意味で最低限の規模、それが示された最低限の規模が多い方が良いのか、少なくとも良いのかはわからないが、なるべくそれに近づけたほうが良いと考えている。ただ、下田地区・栄地区などの通学にかかる時間が多くとられる地域のところは考慮しないとイケないと思う。制度が二つ混在することになるが、学校規模を杓子定規に考える必要はないのではないかと、理想は理想としてそのようにはいかない気がする。

(雲尾委員長)



小規模校では一人ひとりの状況が把握しやすい等の点があるし、たとえば団体競技等において少人数であれば活動に参加できる、大人数の場合いわゆるゲーム形式のものになると参加できないこともあるという裏返しの話になる。

(内藤委員)

昨日から夏休みに入ったが、森町小学校と荒沢小学校は1キロ半ほどしか離れていない。下田地区の6校のうちの隣同士の小学校が一緒に水泳授業を昨日から行っている。また、冬に関して、森町小学校は三条市内で唯一スキー大会を行っている小学校で、昔、八木スキー場という所があり、それをPTAが草刈をして、スキー場の管理費ということで市から補助金、人夫賃という形で補助いただいて、それも子どもたちの冬季間におけるスポーツを含めて環境を整備しようということでPTAが一生懸命に草刈をしている。そこにも隣の荒沢小学校の児童を呼んで、一緒にスキー大会をしてはどうかという広域的な、または近隣の小学校と連携していく授業がされているという話がある。その面では小さい規模の学校同士ができることを行っていくというのは非常に良いアイデアであり、壁と言うかハードルを取り払って行っていることは非常に良いことだと感じている。

そんな中で冬季、スクールバスの話を聞くと、下田地区は雪がたいへん多く降る場所である。私は中学3年生の学年部長をさせていただいているが、来年度に向けて、ハイスクールバス推進協議会を立ち上げた。今、1か月・3か月の定期券、片道・往復の定期券があるが、その中で1か月が約1万4千円、3か月が4万4千円ほどかかる。非常に経済的負担が大きいということと、クラブ活動、または来年度から全県1区となることから、長岡方面・新潟方面に進学する学生に対しての支援制度を行政に頼らないで、下田地区のPTA協議会として、または下田中学校のPTAとして民間のバス会社に協力してもらうように話をしていこうと、アンケート調査を実施している最中である。親御さんが通勤する際に遠回りをして子どもを学校に送ったり、三条商業高校では2年生からバイク通学が許可されているが、通学時における不安な部分、交通安全について保護者の方々が非常に気にしていることである。住民運動というか、過保護にならないような形で運動している。なるべく我々でやれるところはやっていきたいというのが現状。冬季間だけではなく、年間を通じて子どもたちにより良い環境と、保護者の経済的負担を少しでも軽減できればということである。

(小林委員)

教育活動からの視点で、学校規模に起因して起こることが整理されている。これらを良くしていくには適正規模が必要だということだ。やはりこの部分では適正規模はきちっと進めていくべきだ。

(岡田委員)

(資料5ページ)1番目の項目は、1学年1学級のような小規模校を想定していると思うが、逆に大きいところ、大崎小学校や一ノ木戸小学校のようなところでは運動会を

1日で行おうとすると子ども一人ひとりからすると、次の参加種目まで応援席で待っていなければならない、午前1種目、午後1種目という場合もある。教育効果を得ようとするのであればあまりにも大きすぎるというデメリットもある。

(雲尾委員長)

適正規模の上限も考えていかなければならない。小学校で24学級を越えているところでは大規模校としての問題が起きているところもある。

括弧3の学校運営と教員配置からの視点についてはいかがか。

(岡田委員)

教職員数の割当ては児童生徒数に比例して配置されるのか。具体的データはないが、感触として、児童生徒数に比例して教職員数を増やしても追いつかないというか、限界があるように思う。やはり上限を入れたほうがいいのではないかと思う。

(樋浦委員)

クラス数によって教員数は決まってくる。文部科学省からももう少し教員数を増やしてほしいと願っている。非常に現場は忙しく、自分の授業のほか、最近は特別に支援を要する児童生徒が増えていて、学校に来て教室に行けない児童生徒などそういった子どもたちに対処しなければならぬ状況である。現在の教職員数では非常に負担が大きくなってきている。中学校では、大規模校だと一教科に何人も職員がいる。小規模校で一人で教科を持っている場合には大変である。教科の指導力をつけるには複数の教員がいたほうがよい。

(森委員)

定期テストを年4回やるが、教科担任が一人のため、3学年分をつくって、採点し返さなければならないし、成績も出さなければならない。そういった厳しさはある。いろんな子どもへの対応を考えると人数がほしいと思っている。三条市の場合、教育補助員やスクールアシスタントがいるので助かっている。小規模校は今ある建物の中でやらなければならないので、人数が減ってくれば空き教室などもあるが、あまり変わっていないので、例えば相談室がひとつあるが、個別指導をしてやりたいなどのときに生徒が学習できるスペースをつくるのが難しい状況である。逆に良い面は、全職員が全クラスに出ていることになるので、いろんな情報交換をするときにも全生徒のことがわかる状態だ。つまり、きめ細かに一人ひとりを見ることができし、教科にかかるすべての生徒のデータを持っているという状況でもある。一長一短あるが実態ということで検討していただきたい。

(土田委員)

年々発達障がいの子どもの数が増えてきている。こういった中で、対応する職員、補助員などが大規模になればなるほど必要になってくると思う。ある程度の規模での上限を考えた中で考えなければならないと思う。最近では発達障がいなど、昔は考えられなかったことを細かいケアで考えて行かなければならないと思っている。

(金子副委員長)

教員数が増えることのメリットは非常にあると考えていかなければならない。また、現場というのは非常に忙しくなっているということも併せて考えなければならぬ。適正な教員配置という視点からだけでなく現実的にフィットしていない教員数となっているのではないか。教員配置も三条市独自のものを考えていただければと思う。

学習環境整備の視点にも関係するが学習環境というものがその地域での実情を考慮した中で考えていかなければならないと思う。

(雲尾委員長)

小規模校ではできにくいことが、適正規模校だからといって必ずしも可能なわけではないということですね。

(藤田委員)

(「21世紀の日本を担う若者の育成を目指して」参照)

「ものづくり」ということを学校教育に取り入れたほうが良いということで、実際に学校では技術家庭科がある、ものづくりをする時間はあるが、指導する方が少ない、あるいは指導できる方がいないということで、そういう体験ができなかったことがある。ある程度複数いないとこういった機会が与えられない。ものづくりをしている方々から来ていただいて講義をしてもらい、総合学習を行う、そういったことができるようにしていただきたい。適正規模でこういった先生が複数いる中にだれかいるのではないかとといった可能性が増えることから良いだろうと思う。

少なくとも、今考えられている適正規模というのはそういう可能性があるということをも是非考えてほしい。ただ、地域の実情もあるので、小規模校でもやり方しだいで成果をあげられると思うので、適正規模にこだわるものではないが、全体的に可能性として適正規模は良いと思う。

(雲尾委員長)

ものづくりに関してのご意見でした。

7ページ・8ページに関してはいかがか。

(藤田委員)

三条市の子どもたちの将来を考えると、幼児教育から始まって大学教育までを是非、地元で実現したいと考えている。この県央にもものづくりを主体とする教育、あるいはものづくりを通じて経営のできる人材を育てることを含めて考えている。子どもたちの将来を考えたときに夢の持てる子どもとなってほしい。仕事に誇りがもてない等がどういったことなのかということを考えていく必要がある。教育において三条市の子どもたちが、将来、自信を持ってやっつけようとするようにできるよう教育システムというか最終的な夢を育てる教育都市として実現できないか考えており、参考にしていただきたいと思い配布させていただいた。

(雲尾委員長)

9 ページ、「3つの視点から勘案した適正規模とは？」ということで、小学校12学級以上、中学校9学級以上ということだが、これについてはいかがか。

(宮原委員)

よろしいのではないか。

(雲尾委員長)

小学校12学級以上、中学校9学級以上という下限だけが示されているが、あまりにも大きくなりすぎても問題があるのではないかという提案がされた。

これを杓子定規に当てはめていって、すべて該当するところは統合していくのかというと、必ずしもそういうわけにもいかない、地域の実態に応じて考えていくべきだということ。適正規模にすることによって3つの課題を解消することができるとはいえず、その場合にはデメリットをひとつずつ解消して、逆に小規模校のメリットを生かした教育を行うべきでないかということ。この2点が付け加えて考えるべきかどうかということであるが、いかがか。

(小林委員)

この適正規模から統廃合となるので、ちょっと時間がほしいので、休憩をお願いしたい。

(雲尾委員長)

3時20分まで休憩とする。

(雲尾委員長)

再開いたします。

「3つの視点から勘案した適正規模とは？」ということですが、小学校12学級以上、中学校9学級以上という適正規模が考えられるが、12学級以上だからといって大規模校過ぎないようにすべきでないかという意見、それから必ずしもすべてをこれに合わせるのではなく、地域によっては小規模校であっても、小規模校のメリットを生かした特色ある活動を行ってもいいのではないかという意見の2点が加わりました。これについて、あるいは、このほかのことについて意見はいかがか。

(樋浦委員)

これを標準とすることで良いと思う。あとは、小中一貫校とか耐震、老朽化等の具体的なことで確認していけばよいのではないか。

(小林委員)

小学校12学級以上、中学校9学級以上と、「以上」とあるわけだから、この範囲内の中で良いのではないかと思う。法律の範囲内ということ、これでよいと思う。上限の問題もあるし、地域性の問題だが小規模校のメリット、これらは後から考えなければならぬことが出て来るのだから、標準的な適正規模という中では良いと思う。

(内藤委員)

下田地区の委員としては、12学級以上というのは果てしなく無理な状況。これを

ひとつのくりにして行うというのは、非常に学校の持つ地域性の問題とか地域の核になっているという地域コミュニティということを視点に入れながら、地域の活性化を図っていこうという三条市の行政スタイル、地域のこれからの活性化に向けた学校と言うひとつの拠点が大きな形になっていくと思う。

一概に統廃合ということで、数でくくるのではなく、地域性をまず重要視していく視点をとらえてもらいたい、それが大事ではないか。みなさんからの意見もいただきたい。

(小林委員)

下田地区を考えると、当てはまるものはひとつもないという意見だと思うが、三条市全体の適正規模という枠の中で考えようということなので、まず、適正規模を決めてしまえば統廃合の問題も、それにかかわる他の問題も出てこない訳であるから、三条市としての適正規模ということの中で決めなければならないと思う。三条市のどこの地域でも、学校が核となるというのは一緒であり、内藤委員の発言には賛成するし、理解しているつもりだが、それと適正規模の問題を一緒に考えるのは無理があるのではないか。まず適正規模を決めなければ次のステップに進めない訳であるから、この適正規模の範囲で良いのではないか。

(土田委員)

それで良いと考える。

(宮原委員)

学校の適正規模は、これを三条市の基本原則として、いかに運用していくかということで、老朽化した学校がかなり三条地区にあり、そういった校舎の建て替えを含めながら、統廃合は今後考えていくことで、適正規模は、運用といったところで考えていくことだと思う。

下田地区・栄地区の学校は割りと新耐震基準に沿った新しい校舎が多くなっている。地震の避難場所とかいろんな意味で、建物を大事にしていかなければならないし、小規模校のメリットもある訳だから、それはそれとして生かしながら、しかしながら今後、子どもたちが減ることも考えられるので、原則は原則として運用の段階で進めていくことで、三条市としての方針を決めるうえでは、これで宜しいのではないか。

(藤田委員)

私も賛成だが、教室・施設設備ということも含めて、例えば学校の中で授業についていけないとか、あるいは理解の遅い子とか、そういった子どもを支援するような施設を三条市が創るといようなことは考えられるのか。

(松永教育長)

学力の問題は大事にしていかなければならないこと。教育制度等専門部会でも教員の資質を考えなければならぬとありました。教員の資質もさることながら、やはりある程度の一定規模で、教員の数とか、施設とか条件等が整ってくれば手が回るだろう

うと思うが、理解が遅い子どもを集めてということは特別、三条市の中で考慮に入っていない。

(宮原委員)

教育制度等専門部会で小中一貫についても検討されていると思うが、小学校12学級、中学校9学級というものは、小中一貫との関連はどうか。

その辺の議論も少しは加味していかなければならないと思う。古い施設は何とかしなければと思うが、小中一貫のことが出てくれば、小中一貫に関しても適正規模ということも加えていくべきだと思う。

(雲尾委員長)

小中一貫については適正規模を示すかどうかと言う意見であるが、いかがか。

(樋浦委員)

三条市すべての学校を一律小中一貫校にしていくということは、簡単に結論の出せないことだと思う。ある地域でモデルとして施設一体型の小中一貫校を考えたほうが良いと思う。まず造ってみて、その結果を見ながらほかの地域をどうするかということ考えたほうが良いのではないか。

(岡田委員)

小学校12学級、中学校9学級というのは、小中一貫校を前提にしていないと思うので、小中一貫校には無理があるから、別々に考えてはどうか。この原則に当てはめようとしてもちょっと無理がある。

(小林委員)

全体の会議の中ですり合わせが、できていない訳であるから正式なものではない。そんな中で、小中一貫校を受けて適正規模ということは、この席では必要ないのではないか。

(岡田委員)

小中一貫校としての適正規模が出てくるのではないか。

(雲尾委員長)

呉の視察の際には、学級数は偶数である方が運営しやすいということであった。運用上で、聖籠中学校では、法令上5学級であるところを6つのホームベースに解体して、3ホームベースずつ、2つの授業に分かれてさらに3つのクラスに再編成しているという形態をとっている。このように学級を維持した上で、解体してしまうということもあり得る。

小中一貫校の適正規模については、小中一貫校の際に、具体的に考えていくということで、適正規模に合わせて小中一貫校を作るというよりは、小中一貫校を作るときに果たして適正規模なのか、大きいのか小さいのかという視点で見たほうが良いのではないか。

その他いかがか。

(岡田委員)

先ほどの適正規模の原則、プラス上限のことについて、ないがしろにするのではなくきちんと議論し、原則は原則で、二つの上限と地域性について、具体的に議論していくべきだ。おそらく学校教育法も但し書きの部分で、例外を設けているので、あれもこれもOKとするのは、三条市としてどうなのか。きちんとこの地域性をどうするというところ等を話し合っていくことは大事なことであると思う。

(雲尾委員長)

とりあえずこの図表に文言を付け加えることが必要かと思う。

1点目、現段階では上限は設けないが、大規模校過ぎないように留意する。

2点目、地域によっては小規模校のメリットを生かし、特色ある活動を行うと申し上げたがいかがか。

(小林委員)

こういった具体的なものをつけると、なし崩しになる可能性がある。上限にしろ、小規模校のメリットをつけるにしても、それがだんだん幅が広がり、なし崩しになるのではないか。運用する側の問題であり、きちんとした形を出したほうがいいと思う。運用面についてはこれらを考慮した中で、三条市なり、教育委員会が考えればいいと思う。

(雲尾委員長)

是非、書き込むべきだということと、この委員会ではその2点の運用については合意したので書き込みはしないがそれは守っていただく、それから、特になにも付けない、という3段階くらいあるがいかがか。

(岡田委員)

1番目の書き込むことと、2番目の運用でカバーしていくことの違いはどこか。

運用でカバーしていくならば、付けるのも同じでないか。

(小林委員)

全体で諮問された事項があり、それに対し答申を出すわけで、そこに付帯条件なりを付けることをするのか、全体的な流れの中で、こういったことを考慮するといったことを委員長名で、口頭でもかまわないから出す方法もある。きちんとしたものを出して、運用面の中で配慮してもらおうということで良いのではないか。

(岡田委員)

行政に対し、申し入れができるということか。

(宮原委員)

運用面でも良いが、何も付けず12学級以上、9学級以上でいいと思う。大規模にならないようにといっても、大規模になる要素がない。長い年月の中でこのようになっていけばいいわけだから、また、途中で考えも変わるかもしれないから、ここでの意見は「こういう規模が良いのではないか」と出すのでいいと思う。

(雲尾委員長)

適正規模を原則論としてどう出すかということであるが、小規模校のところの不安をあおらないようにすることは必要である。一方で「原則」にたくさん書かれても原則でなくなってしまうということがある。「小学校12学級以上、中学校9学級以上」という原則はこのままにしておき、今日の専門部会においては、2点については十分に留意していただくということを委員会の中で確認したということではいかがか。

適正規模だけでなく、小規模校の場合には適正配置も考えていかなければならない。各家庭の負担、子どもの安全等も留意して考えていくということではいかがか。

次回以降、「学校の建て替えと統合計画について」、「学校選択制の検討について」ということで説明があるが、特段こういった資料を用意してほしいという意見があればお願いしたい。

協議については終了とする。

#### (4) その他

特になし

#### (5) 閉会

平成19年7月26日(木)午後3時53分